

福岡県公報

平成二十三年九月二十八日
第三千三百九号
増刊 ①

目次

告示 (第千六百九号—第千六百十号)

○福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

(団体指導課) ……………一

○福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給の一部を改正する告示

(団体指導課) ……………一

教育委員会

○福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………十二

正誤

○福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成六年福岡県規則第二十五号) 中正誤

……………十三

告示

福岡県告示第千六百九号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業近代化資金利子補給規程 (昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、又は」を「又は」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(利子補給の対象とならない貸付)

第二条の二 次に掲げるものに対する融資機関の貸付けについては、利子補給の対象としない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

二条第二号に規定する暴力団 (第三号において単に「暴力団」という。) 又は同条

第六号に規定する暴力団員 (次号及び第三号において単に「暴力団員」という。)

二 暴力団員が役員となっている団体

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

第四条第一項中「融資機関」を「前条の規定により知事と契約を締結した融資機関」

に改め、「、農業近代化資金の貸付について」を削る。

第五条中「にかかる」を「に係る」に改める。

第六条中「県は、」の下に「第四条第一項の規定により知事の承認を得た」を加える

。第七条第一項を次のように改める。

県は、県の利子補給に係る資金を借り受けたものがその借入金を目的以外の目的に

使用したとき又は第二条の二各号のいずれかに該当するに至ったときは、融資機関に

対する利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

第七条第二項中「又は第三条」を「若しくは第三条」に改め、「違反したとき」の下

に「又は第二条の二各号のいずれかに該当するに至ったとき」を、「融資機関に対する

利子補給金」の下に「の交付」を加え、「又は既に」を「、又は既に」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金利子補給規程の規

定は、平成二十三年九月二十八日以降に貸し付けられた農業近代化資金について適用し

、同日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

福岡県告示第千六百十号

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定

平成二十三年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（平成七年九月福岡県告示第千六百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その交付に関しては」の下に「、この告示に定めるもののほか、」を加え、「に定めるもののほか、この規程」を削る。

第二条中「農業経営負担軽減支援資金の貸付利率について（平成十七年四月二十日付け十六経営第八千九百四十八号農林水産省経営局長通知）」を「ガイドライン第二の四の(4)」に改める。

第三条の見出しを「利子補給契約」に改め、同条中「利子補給についての契約」の下に「（以下「利子補給契約」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 融資機関は、利子補給契約締結に当たっては、知事に対して役員名簿（様式第一号の二）を提出しなければならない。

3 利子補給契約締結時に、融資機関又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給契約を締結しないものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- 二 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

第五条第一項中「利子補給金を受けようとする」を「第三条第一項の規定により知事と利子補給契約を締結した」に改め、「融資機関は」の下に「、利子補給金を受けようとするときは」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、承認申請書提出時に、利子補給に係る支援資金の借受者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給を承認しないものとする。

- 一 暴力団又は暴力団員である場合
- 二 暴力団員が役員となっている団体である場合
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

第六条第一項中「融資機関は」を「第五条第二項の規定により知事が利子補給を承認した融資機関は」に改め、「という。」の下に「に役員名簿（様式第一号の二）を添えて、」を、「一月中旬に」の下に「これを」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、融資機関又はその役員が第三条第三項各号のいずれかに該当する場合は、知事は利子補給金を交付しないものとする。

第八条の見出し中「打ち切り」を「打ち切り」に改め、同条第一項中「、県の利子補給に係る支援資金について」を削り、「該当する場合」を「該当する事実が判明し、又は認められた場合」に、「に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金」を「に対する利子補給金の交付」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 借受者又は融資機関若しくはその役員が暴力団又は暴力団員である場合

第八条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「不実記載が認められた」を「不実の記載がある」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「と認められた」を「である」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 借受者又は融資機関若しくはその役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

第八条第二項中「規程」を「告示」に改め、「融資機関に対する利子補給金」の下に「の交付」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

福岡県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、
乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第1に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）について、甲が乙に対し利子補給金を交付するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（利子補給）

第1条 甲は、乙の融資に係る支援資金につき、福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（平成7年9月福岡県告示第1611号。以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

（利子補給の承認）

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

（支援資金の貸付け）

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から2月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る支援資金を借り受けようとするものの事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（利子補給の変更）

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの実行等）

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

（利子補給金の額）

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の交付申請）

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中に、利子補給金交付申請書により行うものとする。

(利子補給金の交付決定等)

第8条 甲は、乙から前条の交付申請書が提出された日の属する月の翌月までに利子補給金の交付を決定し、交付決定の翌月中にこれを支払うものとする。

(貸付債権回収状況報告)

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間につき、第7条に規定する利子補給金交付申請書に添付して甲に対し報告するものとする。

(貸付債権の管理)

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事実が判明し、又は認められた場合は、これ以降乙に対する利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 利子補給に係る支援資金の借受者（以下「借受者」という。）又は乙若しくは乙の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (2) 借受者又は乙若しくは乙の役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (3) 借受者の経営改善計画の実行が困難である場合
- (4) 借受者の経営改善計画に不実の記載がある場合
- (5) 借受者が借入れを辞退した場合
- (6) 借受者がその借受金を目的以外の目的に使用した場合
- (7) 借受者が農業経営を中止した場合

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(調査及び報告)

第12条 乙は、甲の利子補給に係る支援資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事

乙 住 所
融資機関名
代表者名

様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第二号の二を次のように改める。

様式第2号の2 (第5条関係)

経営改善計画に関する要件書

平成 年 月 日

住 所

融資機関名

(代表者氏名)

印

		分類	一般 ・ 特認
借入 希望者	住所	借入申込書受理年月日	
	フリガナ	平成 年 月 日	
	氏名	性別 男・女	
	生年月日	年 月 日生	
農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)第2の1に規定する貸付対象者に該当することを認めます。			
特認の理由			
関係機関の意見	機関名	意見聴取年月日	意見の内容
	市町村		
	地域農業改良普及センター		
備考			

- 注：1 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」の欄に法人名及び代表者氏名を記入すること。また、役員名簿（様式第1号の2）を添付すること。
- 2 償還期限を、10年を超え15年未満とする場合には、「分類」の欄は、「特認」を○で囲み、特認の理由を記入すること。
- 3 必要に応じて、経営改善計画について、市町村、地域農業改良普及センター等関係機関の意見を聴取して記載すること。

様式第六号を次のように改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の規定は、平成二十三年九月二十八日以降に貸し付けられた支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた支援資金については、なお従前の例による。

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月二十八日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第十八号中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「子ども手当法」という。)(第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項)を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号。以下「子ども手当法」という。)(第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項)に改める。

(福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部改正)

第二条 福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程(昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二項第十二号中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)(第十六条第一項の規定によって読み替えられる同

法第六条第一項」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)(第十六条第一項の規定によって読み替えられる同法第六条第一項)」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。

6 ・ 4 ・ 1	発 行 年 月 日	
766 増刊③	公 報 番 号	
規則	種 類	
25	同 上 番 号	
2	ペ ー ジ	
○	上	欄
	下	
4	行	
	備 考	
二 水 環 境 整 備 事 業	正	
二 水 環 境 整 理 事 業	誤	

正
誤